

令和5年5月2日

保護者様

神川町教育委員会教育長

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本町の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
さて、令和5年5月8日の5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省及び埼玉県教育委員会の通知により、下記のように変更いたします。
つきましては、下記の内容をご確認いただくとともに、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 登校について

次の場合は、出席停止となり欠席扱いにはなりませんので、各学校まで必ずご連絡をお願いいたします。

(1)児童生徒本人が陽性となった場合

①有症状者の場合は、発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまでは出席停止扱いとなります。

(※軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します)

②無症状者の場合は、陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまでは出席停止扱いとなります。ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」の期間となります。

(2)児童生徒本人が体調不良者となり、医師等から登校を控えるよう指示された場合

①学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまでは出席停止扱いとなります。

※同居している家族等が陽性や体調不良になった場合、児童生徒本人が登校を控える必要はありません。

2 感染防止について

家庭や学校外での感染防止を図るため、以下についてご家庭でもご協力をお願いします。

(1)抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動及びバランスのとれた食事を心がけてください。

(2)基本的な感染防止対策として手洗いと適切な換気をお願いします。

(3)学校への健康観察票の提出はありませんが、引き続きお子様の健康状態の把握にご協力をお願いいたします。

(4)発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合などには、無理をせずに自宅で休養をさせてください。

(5)児童生徒が陽性者となった場合やPCR検査等を受検した場合は、学校までご連絡をお願いいたします。

担当：神川町教育委員会 学務課
長島・黒澤
電話：0495-77-2312